

総行行第214号
国土入企第23号
平成29年9月29日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
（市区町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市入札契約担当部局長 殿
（契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について

今般、総合評価落札方式による入札における落札者の決定について、会計検査院より、一部の地方公共団体において、最低制限価格の設定により、価格その他の条件が最も有利な者を、最低制限価格を下回る価格で入札したことをもって失格として排除していた事態が見受けられたことを踏まえ、地方公共団体による総合評価落札方式による入札が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に沿って適切に実施されるよう、指摘を受けたところです。

総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定することができません。このため、下記のいずれかの措置等を講じることにより、ダンピング受注の防止を徹底していただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 低入札価格調査制度の活用及び価格による失格基準の導入

低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することとし、その実施に当たっては、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保すること。価格による失格基準の設定に当たっては、「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル【改訂版】」(平成20年3月 国土交通省)を参考とすること。

なお、価格による失格基準の価格水準を調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けること。

2. 施工体制確認型総合評価落札方式の導入

国土交通省直轄工事においては、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」を導入し、ダンピング受注の防止を徹底しているところである。
(別添1)

総合評価落札方式の適用に当たっては、この取組も参考に、競争参加者の施工体制を適切に評価し、ダンピング受注の防止を徹底すること。

以上